

令和7・8年度 建設工事入札参加資格審査申請要領

三観広域行政組合

三観広域行政組合に建設工事の入札参加資格審査の申請をしようとする者は、経営事項審査を受審のうえ、この要領に従い申請してください。

注意事項

- 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していない方は、審査を受けることができません。（審査基準日以降に保険に加入された方は別途確認書類を提出していただきます。）
- この要領において、主たる営業所が香川県内にある建設業許可業者を「県内業者」、主たる営業所が香川県外にある建設業許可業者を「県外業者」といいます。また、営業所とは、本社（本店）、支社（支店）、営業所等を全て含みます。
- 経営事項審査（審査基準（＝決算日）が令和5年10月1日～令和6年9月30日の間のもの。但し、県外業者は、令和5年9月1日～令和6年8月31日の間のもの）を受審のうえ、申請してください。
- 入札参加資格の有効期間は、2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）です。
- 経営事項審査における平均完成工事高が計上されていない場合でも、その業種の申請を行うことができますが、申請をすることにより必ずしも指名を受けられるものとは限りません。

申請方法等

1 提出方法

- 申請書類を記入のうえ、次の受付期間に郵送等により提出してください。郵送の場合は、受付期間最終日の消印まで有効です。郵送等による提出を原則としますが、窓口を持参された場合は受領のみの対応とします。その際、窓口での対面審査及び受付は行わず、書類審査等は到着順に別途行います。
- フラットファイル（赤色、赤色系、A4判）に申請要領に掲げる順番に綴じ込み、ファイルの背表紙下段に、商号を記載してください。
- コピーで提出できる書類は、必ずA4判に統一してください。原本提出の書類がA4判より小さい場合はA4判の台紙に貼付し、大きい場合は折り込んでください。
- 郵送、持参とも受領書等が必要な場合、返信用封筒（はがきも可）に必ず切手を貼って同封してください。

（郵送申請の送付先）

〒768-0067 香川県観音寺市坂本町一丁目1番7号
三観広域行政組合 総務課

2 受付期間・場所

- 受付期間を厳守してください。
- 提出書類に不足、不備等があった場合は、受付できない場合があります。事前に十分ご確認ください。


受付期間（土、日曜日、祝日を除く。）	受付場所
令和7年1月10日（金）～1月24日（金） 午前8時30分～午前12時 午後1時～午後5時15分	観音寺市坂本町一丁目1番7号 三観広域行政組合 総務課

3 提出書類（コピーで提出する書類は、必ずA4判に統一すること）

(1) 県内業者

(◎：全業者が提出するもの、△：該当する業者のみが提出するもの)

番号	区分	提出書類	注意事項
①	◎	(I) 申請する業種の全てについて、主たる営業所が建設工事の請負にかかる見積り・入札・契約締結を行う場合【(II) 以外の場合】 ■建設工事入札参加資格審査申請書 ■申請業種等調書 (A) 指定様式	記入例を参照し、作成してください。
		(II) 申請する業種の全部又は一部について、建設工事の請負にかかる見積り・入札・契約締結権限を営業所に委任する場合 ■建設工事入札参加資格審査申請書 ■申請営業所調書 ■申請業種等調書 (B) 指定様式	記入例を参照し、作成してください。 ・同一申請業種について、営業所（本社を含む。）間の重複は認められません。 ×例1 本社 土木一式，三観支店 土木一式 ×例2 高松営業所 造園，三観営業所 造園 ・申請営業所は、主たる営業所を含め、2箇所までとします。
②	◎	建設業許可証明書（コピー可）	・申請日直前3ヶ月以内に発行されたもの ・国土交通省が運用する建設業者・宅建業者等企业情報検索システムの建設業者の詳細情報（業者概要）のPDFを印刷したもので可とします。
③	◎	建設業許可申請書別紙2（営業所一覧） 【A4判にコピー】	県内営業所の確認をします。
④	△	委任状（原本。A4判）	① の (II) に該当する場合のみ必要です。


⑤	◎	納税証明書等 (コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4. 必要な納税証明書等 (7 ページ) で指定するもの ・ 申請日前 3 ヶ月以内に発行されたもの
⑥	◎	誓約書 指定様式	指定の様式に本社の住所、商号又は名称、代表者氏名、押印で作成のうえ提出してください。
⑦	◎	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (コピー) 審査基準日が令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の通知書を未受領の方は、審査済 (受付) 印のある経営規模等評価申請書・総合評定値請求書及び工事種類別完成工事高 (別紙一) のコピーを提出してください。 <div style="text-align: center;">  </div> <p><u>令和 7 年 2 月末日までに結果通知書を提出してください (郵送は消印有効)。</u></p>
⑧	△	技術者職員名簿 (経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の別紙二) 【A 4 判にコピー】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直近 (⑦の審査基準日時点) のもの ・ 観音寺・三豊市内に主たる営業所 (本社、本店) を有する業者に限り提出必要です。
⑨	△	工事経歴書 (建設業法施行規則様式第二号の二) 【A 4 判にコピー】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請日直前の 2 期分 ・ 観音寺・三豊市内に主たる営業所 (本社、本店) を有する業者に限り提出必要です。
⑩	△	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人日本道路建設業協会 (旧財団法人道路保全技術センター) が発行する舗装施工管理技術者資格者証又は合格通知書 (コピー) ・ 当該資格者の雇用の確認ができる書類 (コピー) 健康保険被保険者証／標準報酬決定通知書／被保険者資格取得届／住民税特別徴収税額の通知書など 	<p><u>ほ装を申請する者で、香川県内の営業所で建設業に従事する職員のうち、令和 6 年 12 月 1 日現在の有資格者 (試験に合格した者を含む。) がいる場合のみ提出してください。</u></p> <p><u>(土木施工管理技士とは別の資格です。)</u></p>
⑪	◎	営業所の写真 (県内営業所のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請日の直前 3 ヶ月以内のもの ・ 建設業の許可票が掲示されていることが確認できる写真を添付すること。 ・ 9 ページの台紙 (作成要領記載) をコピーして、そこに写真を添付してください。

⑫	△	ISO（国際標準化機構）規格の登録証（コピー）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO9001 ・ ISO14001 ・ 日本語以外で記載されている場合は、日本語に訳したものも必ず添付してください。 ・ 更新審査中の場合は、認定機関からの通知書等、その事実を証する書面を添付してください。 ・ 有効期間が登録証に記載されていない場合は、令和6年12月1日現在で有効な旨の登録機関等の証明書を添付してください。
⑬	◎	貸借対照表（様式第15号、個人は様式第18号）の「Ⅱ固定資産」の部分が記載されているページ＜（決算）変更届書の中にあります。＞（コピー）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直近（⑦の審査基準日時点）のもので、県の審査済印があるもの

(2) 県外業者

(◎：全業者が提出するもの、△：該当する業者のみが提出するもの)

番号	区分	提出書類	注意事項
		<p>(Ⅰ) 申請する業種の全てについて、主たる営業所が建設工事の請負にかかる見積り・入札・契約締結を行う場合【(Ⅱ) 以外の場合】</p> <p>■建設工事入札参加資格審査申請書</p> <p>■申請業種等調書 (A)</p> <p>指定様式</p>	<p>記入例を参照し、作成してください。</p>
①	◎	<p>(Ⅱ) 申請する業種の全部又は一部について、建設工事の請負にかかる見積り・入札・契約締結権限を営業所に委任する場合</p> <p>■建設工事入札参加資格審査申請書</p> <p>■申請営業所調書</p> <p>■申請業種等調書 (B)</p> <p>指定様式</p>	<p>記入例を参照し、作成してください。</p> <p>・同一申請業種について、<u>営業所（本社を含む。）間の重複は認められません。</u></p> <p>×例1 大阪支店 土木一式，三観支店 土木一式</p> <p>×例2 本社 造園，三観営業所 造園</p> <p>・申請営業所は、<u>主たる営業所を含め、2箇所までとします。</u></p>
②	◎	<p>建設業許可証明書（コピー可）</p>	<p>・申請日直前3ヶ月以内に発行されたもの</p> <p>・国土交通省が運用する建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの建設業者の詳細情報（業者概要）のPDFを印刷したもので可とします。</p>
③	◎	<p>建設業許可申請書別紙2（営業所一覧）</p> <p>【A4判にコピー】</p>	<p>県内営業所の確認をします。</p>
④	△	<p>委任状（原本。A4判）</p>	<p>①の(Ⅱ)に該当する場合のみ必要です。</p>

⑤	◎	納税証明書等 (コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4. 必要な納税証明書等 (7ページ) で指定するもの ・ 申請日前3ヶ月以内に発行されたもの
⑥	◎	誓約書 指定様式	指定の様式に本社の住所、商号又は名称、代表者氏名、押印で作成のうえ提出してください。
⑦	◎	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (コピー) 審査基準日が令和5年9月1日～令和6年8月31日のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の通知書を未受領の方は、審査済 (受付) 印のある経営規模等評価申請書・総合評定値請求書及び工事種類別完成工事高 (別紙一) のコピーを提出してください。 <div style="text-align: center;">  </div> <p><u>令和7年2月末日までに結果通知書を提出してください (郵送は消印有効)。</u></p>
⑧	△	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人日本道路建設業協会 (旧財団法人道路保全技術センター) が発行する舗装施工管理技術者資格者証又は合格通知書 (コピー) ・ 当該資格者の雇用の確認ができる書類 (コピー) 健康保険被保険者証／標準報酬決定通知書／被保険者資格取得届／住民税特別徴収税額の通知書など 	<p><u>ほ装を申請する者で、香川県内の営業所で建設業に従事する職員のうち、令和6年12月1日現在の有資格者 (試験に合格した者を含む。) がいる場合のみ提出してください。</u></p> <p><u>(土木施工管理技士とは別の資格です。)</u></p>
⑨	◎	営業所の写真 (県内営業所のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請日の直前3ヶ月以内のもの ・ 建設業の許可票が掲示されていることが確認できる写真を添付すること。 ・ 9ページの台紙 (作成要領記載) をコピーして、そこに写真を添付してください。
⑩	△	ISO (国際標準化機構) 規格の登録証 (コピー)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO9001 ・ ISO14001 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語以外で記載されている場合は、日本語に訳したのも必ず添付してください。 ・ 更新審査中の場合は、認定機関からの通知書等、その事実を証する書面を添付してください。 ・ 有効期間が登録証に記載されていない場合は、令和6年12月1日現在で有効な旨の登録機関等の証明書を添付してください。

4 必要な納税証明書等（コピー可）

対象	税の区分	証明書の種類
①全ての業者	・法人税（個人は所得税） ・消費税及び地方消費税	未納の税額がない旨の証明書 法人：様式その3の3 個人：様式その3の2 電子納税証明書のPDFを印刷したものでも可 とします。
②香川県内に営業 所がある業者 ①に加えて必要	香川県税 （全ての税目）	未納の税額がない旨の証明書
③観音寺・三豊市内 に営業所がある業 者 ① ②に加えて必 要	市税 （全ての税目）	未納の税額がない旨の証明書

<備考>

- 1) 納税証明書（未納の税額がない旨の証明書等）の発行を請求するには、法人等の代表者印が必要になります。また、受領者の本人確認が必要となります。交付手数料として、所定の手数料が必要です。各担当窓口へ問い合わせてください。
- 2) 「消費税及び地方消費税について未納の税額がない旨の証明書」は、免税業者も発行されます。

○市納税証明書発行の受付窓口

担当窓口	住所	電話番号
観音寺市役所 証明書発行センター	観音寺市坂本町1-1-1	0875-23-3922
三豊市市民環境部税務課	三豊市高瀬町下勝間2373-1	0875-73-3006

○香川県税証明書発行の受付窓口

担当窓口	住所	電話番号
香川県税事務所	高松市松島町 1-17-28	087-806-0302
中讃税務窓口センター	坂出市江尻町 1355	0877-46-0421
東讃県民センター	さぬき市津田町津田 930-2	0879-42-1370
小豆県民センター	小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5	0879-62-2266
中讃県民センター	善通寺市生野本町 1-1-12	0877-62-9610
西讃県民センター	観音寺市坂本町 7-3-18	0875-25-5200

※国税の納税証明については、お近くの税務署へ問い合わせてください。

5 問い合わせ先

三観広域行政組合 総務課 観音寺市坂本町一丁目1番7号 TEL 0875-25-3204

三観広域行政組合ホームページ (URL <https://fdsankan.jp/>)

営業所の写真

商号又は名称 _____

営業所の名称	
所在地（都道府県名から記入）	
電話番号	
1枚目：建物の全景	令和 年 月 日 撮影
<div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>[作成要領]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 写真はカラーとし、デジタルカメラのカラー印刷や、ポラロイド写真でも結構です。 2. 営業所等の実態が確認できるように撮影してください。 なお、建設業の許可票（建設業法施行規則第25条第2項前段に規定する標識）を掲示していることが確認できる写真であること。 3. 全景を一枚で撮影できない場合は、複数の角度から撮影しても構いません。 </div>	
2枚目：事務所の内部	令和 年 月 日 撮影
<div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>[作成要領]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電話、机などの什器備品等の確認ができ、営業所の令第3条使用人と申請業種にかかる専任技術者が写っているものにしてください。なお、執務を行っている場所が異なるために、一緒に撮影することができない場合は、それぞれの部屋で撮影していただいても結構です。 2. 正面を向いて写してください。 ※申請業種に関係の無い専任技術者を写す必要はありません。 </div>	

写真が複数枚になり、1枚の台紙で収まらない場合はこの台紙が複数枚になっても構いません。